

Title	一八七八年以降に於けるアメリカの新労働組合運動
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1930
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.24, No.10 (1930. 10) ,p.1529(1)- 1580(52)
JaLC DOI	10.14991/001.19301001-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19301001-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19301001-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

秋空の下・スマートなスタイル

品質に 技術に

既に定評ある 佐藤の洋服

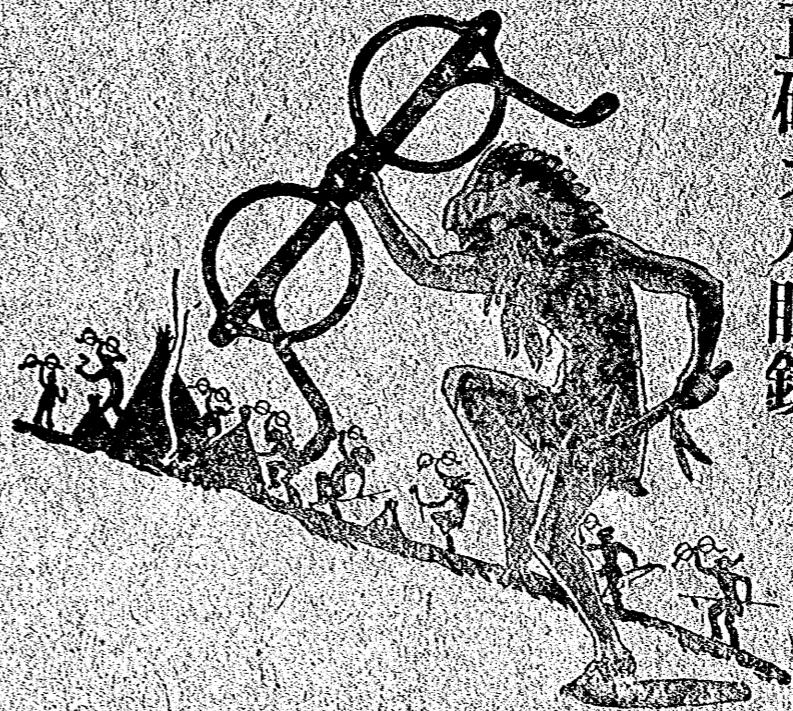
秋冬服生地在庫豊富  
御用命を御待します

慶應義塾御用

佐藤洋服店

三田四國町 電話三田(45)三五四三

正確ナル眼鏡



慶應義塾大學病院御用

四谷區麹町十三丁目十三番地

清野眼鏡店

電話(35)四谷四五四三番

三田學會雜誌 第二十四卷 第十號

一八七八年以降に於けるアメリカ  
の新労働組合運動

目次

- 一 純然たる労働組合運動の復活
- 二 聯合團體組織の進展
- 三 『ナイッ・オブ・レーバー』の政策轉換
- 四 ストライキミボイコットの流行
- 五 八時間労働の要求と労働組合  
以上

園 乾 治

## 一、純然たる労働組合運動の復活

ニューヨーク市及び其附近のインターナショナルの元の加盟者達は労働黨がニューヨークの大會に於て其綱領を政治運動に變じ其名稱を社會労働黨と改めるに及んで之と分立することとなつた。而して彼等は専ら經濟運動に没頭したのであるが、それには二派の明白なる區別があつた。其一はアイラ・スチュワード (Ira Steward) ショーシー・マクネイル (George F. McNeill) ショーシ・ガント (George Gunton) 等の指導する八時間労働の推奨者と協力して不熟練労働者に『國際労働組合』(International Labor Union)を組織せしめることを計畫し、他の一はアドルフ・ストレッサー (Adolph Strasser) を首領とし熟練労働者の労働組合を改造し優勢ならしめんと企圖した。

『國際労働組合』(International Labor Union)は一八七八年始に起つた。此時マクドネル及びマクネイルが十八州の加盟者より成る準備中央委員會を組織し、七名より成る執行委員會を通じて活動するに至つたのであつた。右の中央委員會にはシカゴのパーソンズ (A. R. Parsons) シリング (George Schilling) ビッバーグのワイデメーヤー (Otto Weydemeyer) ホボーケンのゾルゲ (F. A. Sorge) マサチューセッツ州のガント (George Gunton) スチュワード (Ira Steward) 等が加はつてゐた。是等の人物が示す如く此新團體はインターナショナルとスチュワードの八時間労働聯盟との二個の階級意識的綱領が將來協同すべきことを意味した。而してそれは何れも社會主義的社會組織を終局の目的とせるものであるが、スチュワードの社會主義はインターナショナルの集産主義と異り、労働者と資本家との間に於ける任意の協同組合制度を意味し、此制度に於ては利潤は結局賃銀の中に吸収せられるのであつた。而して兩者は其目的の異なる以上に手段も亦異つた。インターナショナルは労働組合から發生し、労働組合が支配する労働政黨の政治活動を信頼し、従つて労働組合を即刻組織すべきことを要望した。反之、スチュワードの八時間労働の理論は労働政黨又は労働組合の政治活動を支持せず、普遍的の慾望の向上を齎し、従つて賃銀の増加を齎し、事業主の利潤を完全に吸収するに至るものである。

『國際労働組合』はスチューワードから賃銀理論を受容し、インターナショナルから労働組合運動の思想を受容した。乃ち其綱領は有名なるスチューワードの言辭を藉りて次の如く叙してゐる。

賃銀制度は賃銀労働者をして傭主が獨裁し得る價格并に條件の下に於て労働を賣却することを強制する。……世界の富は賃銀制度によつて分配せられるから、其良好なる分配は賃銀が労働の所要を代表せずして労働の所得を代表するまで、賃銀の値上及び機會の改善によつて齎らされねばならぬ。斯の如くして利潤は労働に吸収せられて姿を没し、協同乃ち自己雇傭の労働を成就し、賃銀奴隸から自由労働に至る當然にして且つ論理的なる階梯を作すのである。……労働解放の第一階梯は労働時間の短縮である。蓋し労働時間の短縮より生ずる餘分の閑暇は、慾望を増加し向上心を刺戟し、怠惰を減殺し、賃銀を増加して、民衆の慣習に影響を及ぼす自然の原因となるであらう。それ故に吾等は以下に述ぶるが如き法案を確保する目的を有する『國際労働組合準備中央委員會(Provisional Central Committee of the International Labor Union)

と稱する委員會の組織を期する。労働時間の短縮、囚人契約労働及び物給制度の廢止、注意せられざる機械に因る傷害に對し傭主が責任を負ふこと、兒童労働の禁止、労働局の設立、労働新聞、講演、總括組織部の利用による労働宣傳、賃銀制度の徹廢、……

併し乍ら實際的方法に關してはスチューワードの法制萬能主義はマクドネル及びゾルゲの労働組合主義に完全に讓歩した。

前述の法案を確保する方法は、第一に合同労働組合を組織し、何れの職業に従事する組合員も一個の本部の下に結合せられ、合同諸業労働組合(Amalgamated Trades Unions)の一部をなすこと。第二に共済の爲めに一般基金を設置すること。第三に労働者にそれぞれ同業労働組合を組織せしめ、其未だ存在せざる地方には之を創設すること。第四に一切の同業労働組合の全國的竝に國際的の合同を圖ることこれである。

『労働新聞』の賛成ありしにも拘らず『國際労働組合』の組織は遅々として進捗しなかつたが、其後バターソン及びフォールリバーの織維労働者の間に其組織を見、

賃銀減額に反對するストライキが八ヶ月に亘つて行はれたことがある。然かも此「國際労働組合」は殆んど専ら繊維工業に限られる有様であつたが其目的は一層高遠であつた。それは一八七八年十二月バターソンに開催せられたる最初の大會の出席者の大半が繊維労働者であつたこと及び會長マクネイルの委員會に對する報告演説によりて之を知ることが出来る。此大會に傍聴者として出席したるストレッサーはニューヨーク其他の綿職工とイギリスの同業者との提携を勸告したが、それは大會をして「合衆國諸業労働組合」と各種の同業團體が全國的並に國際的諸業労働組合の合同を議する爲めに大會を開催する決議となつた。而してマクドネルが此目的の爲めにイギリスに派遣せられる代表者として選ばれたが、其の實行は遂に之を見ずして終つた如くである。加之組合が數次のストライキに關係したる結果、急速に組合員の減少を來し、一八八〇年にはホボークの支部のみとなり、これも一八八七年解散して遂に全滅となつた。斯の如き國際労働組合の重要性は、それが不熟労働者を包括的に組織する最初の企圖たりし點にある。而して七八年後「ナイツ・オブ・レーバー」が一時此企圖を繼承し

たのであつた。

これと相前後してストレッサー及びサムエル・ゴンパース (Samuel Gompers) は熟練労働者より成る「國際葉卷製造工組合」(International Cigar Makers' Union) を組織し、一八七七年ストレッサーが會長に擧げられた。サムエル・ゴンパースは一八五〇年ロンドンに於てオランダ系ユダヤ人を父母として生れ、一八六三年アメリカに移住し、早くよりニューヨークに於て葉卷製造工組合に關係した。而して彼等は借家制度に反對する總ストライキの失敗によりて彼等の組合及び一般にアメリカの組合が有する缺點を自覺せしめ、イギリスの組合を模範として彼等の組合を改造する決心をなさしめた。乃ち國際的役員の掌中に地方組合に對する權力を完全に收めしめ、莫大の基金を作成する爲めに組合員の増加を圖り、共濟制度の非常なる擴張をなしたのである。これは一八七九年の大會に於て實現せられたのであるが、此大會は又一の地方組合より他の地方組合に基金を移送する所謂「基金の平等化」の思想を採擇した。斯の如くして此組合は一八七九年二千七百名より一八八〇年四千四百名、一八八二年一萬四千六百名の加入者を擁するに至つた。

組合員の増加は他の組合にも之を見たのであるが其急速なることは到底他の企及する能はざるところであつた。

ストレパカート、マクドネル、マクグアイヤー等は徐々に労働者の雇傭條件を改善する日常の問題に没頭することとなり、社會主義的思想を脱却し遂に純然たる労働組合主義に到達した。併し乍ら彼等の労働組合主義は一八六〇年代のシルピス、カメロン、ツレベリック等の思想と尠からざる相異があつた。是等の者は労働組合をば自家雇傭に至る過程と看做さず、彼等の社會主義思想が綠裏紙幣主義及び協同組合運動の如き中産階級の思想に對する障壁をなし、それと共に彼等が外國に於て出生し成育したることは、アメリカの中産階級、自作農及び小商工業者と彼等を區別せしめた。斯の如き思想は純然たる賃銀意識の思想とも稱することが出来、樂觀的基礎に立ち資本主義の存在を許容し、労働力の賣買に於て交渉權力の増加を圖る労働運動に重大なる關係があつた。又綠裏紙幣主義、社會主義、無政府主義の何れかによる任意又は政府の補助を有する協同組合を以て、賃銀制度に代へることを奨励する一切の運動に遠ざかる態度を持した。

一八七九年の事業界の復活と共に此戰闘的單純なる労働組合運動の思想は、新しき全國組合及び不況時代に存續せる組合によりて承認せられ、一八八一年『合衆國カナダ諸業労働組合聯合』(Federation of Organized Trades and Labor Unions of the United States and Canada)の名稱を有せる『アメリカ労働聯合』(American Federation of Labor)に繼承せられた。併し乍ら斯の如き思想及び指導者の影響を受けざる數箇の全國的労働團體があつた。機關手、火夫及び車掌、制動手を擁する四個の鐵道従業員組合は、戰闘的政策を棄てて純然たる共濟的職分に活動する組合となり、一八八〇年代を通じて『アメリカ労働聯合』に参加することを拒絶した。

労働組合運動の發展の最初の徴候は、各種の名稱の下に存在せる『諸業協議會』の急激なる増加に之を見ることが出来る。而してそれは單に工業中心地のみならず海岸地方の黒人の間にも及んだ。此諸業協議會の職能は經濟的、立法的、政治的であつて、全國的組織を有せざる多數の地方組合は之より援助を得た。例へばストライキに當つて多くの場合に任意の醵金を與へ、また傭主と労働組合との中間に立ちて有用なる仲裁機關たることもあつた。而して此協議會は一八八三年及

一八八四年のボイコットの盛に行はれたる時代には、此運動の指導者と認めらるるに至つた。『ニュー・ヨーク合同諸業労働組合』(New York Amalgamated Trades and Labor Union)の如きは其顯著なるものであつた。

地方的中央機關の典型的形態は『建築諸業協議會』であつた。之は政治又は立法上の活動に参加せず、又ボイコットのにも参加せず、當時の一般協議會と全然類を異にして居た。此團體は同情ストライキの爲めにする聯合體であり同一職業の異なる請負人の爲めに働く多數の職業上の組合であつて、革命的傾向を有せざる組合組織上の産業別主義に向ふ傾向を示すものである。ニュー・ヨークに於ける此種の協議會は二十五の組合より成り、其内に於て最も有力なる煉瓦工の組合は一八八三年二十九回の罷業に於て成功せること二十七回に及ぶと言はれる。次に沿岸地方の聯合體は棉花輸出港に於ける仲仕、荷馬車挽、構内係、選別係、秤量係等種々の労働者を包括し、白人と黒人との差別を爲さず組合に加入を許した。此外に都市聯合體の異なる形態があつた。これはニュー・ヨーク、シカゴ、ミルウォォキ、その他ドイツ系労働者の多數ある諸都市に存在し、社會労働黨と密接なる關係を有した。

此當時労働組合員が如何に急激に増加したるか、次の數字が之を證明する。乃ち煉瓦工組合は一八八〇年三百名、一八八一年千五百名、一八八二年六千八百名、一八八三年九千名に達し、活版工組合は一八七九年五千九百名、一八八〇年六千五百名、一八八一年七千九百名、一八八二年一萬名、一八八三年一萬二千名を數へ、葉巻製造工組合は一八七九年千二百名、一八八〇年四千四百名、一八八一年一萬二千名、一八八二年一萬一千名、一八八三年一萬三千名に及び、大工、指物師組合は一八八一年二千名、一八八二年三千七百名、一八八三年三千三百名となつて居る。而して一八八三年全國に於ける鐵道従業員の一切の労働組合員は二十萬乃至二十二萬、一八八五年には三十五萬を下らずと稱せられた。

一八八〇年代の始めの全國的労働組合は六、七〇年代の組合と其組織及び政策を多く異にせず、僅かに五個の全國的組合が共濟制度を有するに過ぎなかつた。又地方組合の統制は十分ならず、其間にありて葉巻製造工のみが徒弟、労働時間、賃銀を規律し、ストライキを行ひ、僱主と商議するのみであつた。而して何れの組合

も集合協約を獲得する事に力を盡したが、一八八七年鐵鋼組合が地方的協約を得、一八九〇年ストロップ鑄物組合が全國的協約を得るまで其目的を成就しなかつた。一八八〇年のストライキは七百六十二を數へるが一八八一年に於ては物價騰貴及び團體組織の進歩によりて其數が著しく減少した。然るに一八八二年農作物の凶作より生活費の騰貴を來したが、傭主は賃銀の値上を肯じなかつた。其は兎に角同年に於ける最も重大なるストライキは製鐵工のストライキであつた。それは六月一日開始せられ、十六週間に亘り、ペンシルベニア、オハイオ、インディアナ、西バージニア、イリノイ、ウィスコンシンの六州の工場百十六、參加人員三萬五千に達する大ストライキで、一八六五年合同鐵鋼労働組合と鐵工業者との間に締結せられたる滑準制度に於て十五乃至二十五パーセントの値上を要求したのである。此時代に始めてボイコットを見出すのであつて、活版工組合が西部地方に於ける最初の利用者であつた。而して其全國的に注意を惹きたるものは『大六』(Big Six)を稱せられるヒュー・ヨーク活版工組合第六支部が『トリビューン』新聞に對し一八八三年十二月十八日企てたものであつた。其原因は組合員の解雇協

會の無視であつて、組合側は別に新聞を創刊して之に對抗した。アメリカ全國に於ける労働團體殊に『ナイツ・オブ・レーバー』は一八九二年八月組合の勝利を以て終結するまで熱心に彼等を援助した。(Commons and Associates, History of Labour in the United States, vol. II, pp. 301-318; Perlman, History of Trade Unionism in the United States, pp. 75-80, 81-82; Binba, History of the American Working Class, pp. 169-175; Beard, Short History of the American Labor Movement, pp. 116-119)

## 二 聯合團體組織の進展

孤立せる全國的労働組合は他と協力する必要を感じ、一八八一年十一月ピッツバーグに組織せられたる『合衆國カナダ諸業労働組合聯合』(Federation of Organized Trades and Labor Unions of the United States and Canada)によりて實現せられた。之より前一八七三年及び一八七六年同一都市に於て開催せられたる大會は、全國的同業労働組合の改造、又は社會主義に對する鬭争を決議したるに止まり、七〇年代の不況は斯の如き計畫を水泡に歸せしめた。然るに『ナイツ・オブ・レーバー』に反感を有し、之に對抗する團體を組織する爲めインディアナ州テレ・ホートに一八八一



年八月二日開催せる大會によりて意外の收穫が擧げられた。

此大會は労働組合員の立法上の利益を要求する全國的團體の組織を第一の目的とし、労働組合運動の宣傳は第二義的に過ぎなかつた。一八八〇年代初期の労働組合運動者が、經濟的方面に於ける聯合組織の必要を感じなかつた理由は容易に理解せられる。好況時代に於て十分なる就業の機會を有し賃銀増加の見込の大なる時、彼等は共同動作を爲す必要を認めず、立法上の争議は存在せず、ボイコットは未だ流行しなかつた。而して當時の労働組合は熟練労働者以外の團體たる希望を有しなかつた。加之、小都會に於ける競争が盛んでなかつたから、大都會のみに労働組合が存在し、労働組合は『ナイツ・オブ・レーバー』と完全に一致するが故に、之に對し何等の困難を感じなかつた。従つて労働組合が全國的聯合を單に立法上の團體とするに過ぎなかつた。

『ボツパグ』の大會は百七名の代表者が全國的及び國際的同業組合、都市諸業組合、地方同業組合、『ナイツ・オブ・レーバー』の地方支部より派遣せられた。其内『ナイツ・オブ・レーバー』の代表者が可成多數を占むるのは、反抗的團體の成立を恐れた

る爲めであつた。大會は第一に會長の選舉に就ては東部と西部、社會主義者とその反對者の間に意見の相違を生じた。第二に會則並に主張を宣言するに就ては委員の間に種々の説が行はれた。『ナイツ・オブ・レーバー』及び『國際活版工組合』は組合員を諸業労働組合員に限ることは不熟練労働者を除外すると言ひ、ゴンバース其他の者は之と意見を異にし、結局不熟練労働者の反對意見を容れて諸業組合及び不熟練労働組合を參加せしむる事とした。次に投票權を行使するに當つては何れの地方同業労働組合も投票權を有せず、地方諸業協議會は夫々一票を有し、全國同業労働組合は組合員一千名又は其の端數に付き一票、四千名に付き二票、八千名に付き三票を有した。而して此聯合に參加せる組合は何れも組合員一名に付き一年三セント宛を醸出するのであつた。

大會綱領に就ては種々意見が別れたが、結局採擇せられたものは労働組合の法律上の承認、兒童に對する義務教育、十四歳未満の兒童労働の禁止、統一的徒弟法、全國的八時間労働法の施行、囚人労働の改善、物給制度の廢止、労働團體に對する騷擾法の廢止、労働統計局の設置、アメリカ人労働者に對する保護關稅、契約移民反對法

等であつた。

第二回大會は一八八三年十一月二十一日クリブランドに於て開催せられたが、僅に十九名の代表者が出席したるに過ぎなかつた。之は「ナイツ・オブ・レーバ」<sup>1</sup>と「合同鐵網労働組合」<sup>2</sup>が代表者を派遣しなかつた爲めである。此大會に於ては關稅問題、八時間労働問題及び土地問題が注意を受け、其内八時間労働に就てはアイラ・スチューワートの思想に基いて宣言書が起草せられ、土地問題に就ては單稅論的決議が通過した。此外、支那移民の制限に關する決議も通過した。

第三回大會は一八八三年八月二十一日ニューヨークに開催せられ、二十七名の代表者が出席した。而して大會に労働運動全體が代表せらるべき方法に就て討議したが、其の間に「ナイツ・オブ・レーバ」に對する反感が仄見せられた。蓋し、ゴーンボースは決定的行動に反對し、全國的並びに國際的労働團體の適切なる役員と直接通信して彼等の意見を求め、次回の大會に之を報告すべき事を提案した。大會の綱領に就ては何等の變化が加へられず、會則に就ても又何等重大なる修正が加へられなかつた。併し乍ら立法上の活動に就て見るべき進歩があり、既成二大

政黨の大會に出席すべき委員を指名し、組織労働者の名に於て八時間労働法、労働組合の法認、労働統計局の設立を彼等の綱領に掲ぐべき事を決議した。労働時間に關して二つの決議が行はれ、現在の電信制度は消費者の利益を害し、差別待遇をなすが故に、之を國有とすべきこと、工場労働者の組織を進める事も決議した。

一八八四年此聯合は立法團體として失敗せることを證明した。労働組合は國家の立法に關して多大の利害關係を感じなかつた。之は聯合の収入が一八八一年を除き七百ドルを超えた事がなかつたことに依りて知られる。尤も一八八一年以外にはアメリカ全體の労働組合員の四分の一以上が代表せられなかつたのである。斯の如き事情に於ては聯合の立法上の影響が微弱なるは當然であつて、一八八三年の大會の命令によつて、既成二大政黨たる共和黨及び民主黨に送つた通信に對しては、返信さへも與へられなかつた。従つて當時の報告書が將來の發展を待つのみであると言ひ、資金不足の爲めに重要な活動をなす事能はずと言ひたるは眞實であつた。而して全國的聯合體を組織するには時期未だ早尙であつた。(Commons, pp. 318-331; Ware, Labor Movement in the United States, pp. 243-257; Beard,

P. 88)

## 三、『ナイツ・オブ・レーバー』の政策轉換

一度『ナイツ・オブ・レーバー』がワシントン・デル・フイア以外の地に發展すると地方團體の上に立つ中央團體の必要が感ぜられた。而して設立當時と異なる見解が生じ、本來の秘密政策を改むることを主張する者が現はれた。一八七五年秋ニューヨークの地方本部のあるものは、第一地方本部に中心機關となり其名を公表す可きことを主張した。秘密主義は此團體の成功せる一要素であつたが、『モリリー・マック・ワイアード』によりて作られたる事情及び教會の反對によりて其政策に修正を施すべき必要に接した。而して之が爲めに第一地方本部は支部全體の投票を以て此問題を決定する事とし、一八七六年七月三日ワシントン・デル・フイアに大會を開催した。此大會は總計三十五名の代表者が出席したが、事實に於てはワシントン・デル・フイアとレディングのみが代表せられ然かもレディングの第三地方本部が参加しなかつたので、何等決定的方策を以て『ナイツ・オブ・レーバー』の主義及び政策を變更せず、單に團體の勢方の擴張をなすべき事を議する事が多かつた。而して特殊の

場合に團體の名稱を公表する必要なるに鑑み、其名稱を『北アメリカ全國労働聯盟』(National Labor League of North America)となした。此聯盟は秘密の宣誓を統制するを唯一の權能となし、組合員一名に付き五セントの醵金を唯一の收入として居た。これと同時に第三地方本部は全國大會をピッツバーグに開催したが、其出席者は自派の者に限られ、全國的團體が既に成立してあると言ふ出發點より妥協的態度を執るに至つた。

併し乍ら有效なる全國的團體を組織する問題は一時下火となつたが、一八七七年のストライキが中央團體とストライキ基金を有せざる賃銀運動の成功せざる事を教へ、再び喧しき問題となつた。パウダーリッパは『ナイツ・オブ・レーバー』が團體として是等のストライキに参加せざる事を主張したが、然かも地方支部及び個人は現にストライキを企て、財政上の缺乏が困難を伴ふ事を十分に經驗した。此問題の外、政治運動並に秘密政策の問題が尙ほ解決を急いで居た。而して之に對して第一本部と第三本部とは協力して、一八七八年三月ペンシルベニア州レディングに大會を開催する事とした。

此大會は『ナイツ・オブ・レーバート』の中央團體を組織し、前文竝に會則を採擇した。而して前文は、富が何等の抑制を受けざる時は勤勞階級の貧困と地位の下落を惹起し、若し彼等が人生の幸福を味はんとするならば、富の權力を抑制し不當なる蓄積を停止せしむる爲めに、産業各部が團體を組織しなくてはならぬ。而して勤勞階級の行動は知識によりて指導せらるべきであるから、實際の状態を知る爲めに、勞働統計局の設立が必要であり、次に生産及び分配協同組合の設立が希望せられる。(總ての職業の團結、教育竝に協同主義は『第一原則』(First Principles)として重要視せられるところである。此外前文は實際の住居者の爲めに土地を保有する事、法律の執行に當り資本と勞働に對する差別待遇及び各種の不便を取り除く事、製造工業及び鑛山業又は建築業に従事する者に健康と安全に關する施設をなす事、十四歳未滿の兒童の勞働禁止、賃銀の週排、一日の勞働を八時間に短縮する事、誠實と國家の富力に依る流通媒介機關の設立等を要求して居る。次に會則は中央集權的團結の形態をとり、『ナイツ・オブ・レーバート』の一般協議會は全國的團體として最後の判定を下す最高の機關とせられた。地方協議會は其

地方に於ける最高の機關であり、一般協議會に服従する外一切從來の職分と權能とを有した。而して各都邑に於ける協議會は最低十人、其内四分の三は勞働者たる加入者を以て組織せられたる規定であつた。而して會員たるには入會金五十セントを支拂ひ、十八歳以上の勞働者たる事を條件とした。勞働者に非ざる者の加入を許容する規定は、多數の農民、小商人及び獨立工業家を加入せしむる爲めに加へられたのである。

秘密政策の問題は、一八七八年六月ワシントンに開催せられたる特別大會に於て討論せられた。併し乍ら會の名稱を公表する決議の成立に必要な三分の三の多數を得る事が出来なかつた。それ故に此問題は會員の一般投票に訴へる事となつたが、各地の組合の多數は名稱の公表に反對した。然るに會員の多數は新聞雜誌及び教會が政策の變更を要求するに至り、一八七九年の大會は三分の二以上の投票によりて、地方協議會は其地方に於て名稱を公表し得る事となつた。

『ナイツ・オブ・レーバート』の全國的團體は一八八〇年に至るまで何等積極的に活

動しなかつた。地方協議會及び個別の各都邑の組合は單獨に適當なりと信ずる行動を執つた。ストライキ、政治、協同組合の三つが流行の問題であつたが、炭坑地方に於ては共済組合たらんとする希望もあつた。而して一八七八年、七九年の二年間に加入者は九千より三萬に増加した。而して一八八〇年には一萬に減少した。これは何等特別の活動をなさざりしに原因する。ロンドン、デインズの大會の要求に應ずる爲め各地方會員一名に付き毎月五セントを積立て防衛基金を設置する事となつた。作し乍ら何に之を使用するかに關して見解の相違があり、大會は二日半に亘る討論の末、二年間之を据置き然る上一般協議會の決定せる方法に従つて使用する事となした。而して此二年間に三回の定期集會が行はれ、基金をストライキ、共済組合若しくは教育事業に使用せんとする意見が行はれた。共済事業に投ぜんとする意見は地方組合が疾病、埋葬、扶助を經營する炭坑地方に盛んであり、教育事業は政治運動に關係せる人々によつて主張せられた。斯の如き意見の相違は前述三箇の目的に基金を分配する事によつて妥協が出来た。而して政治上の活動としては或は獨立の政黨を組織する決議が行はれ、地方組合が立法部

の選舉に其政治権力を用ふる決議が行はれ、又所屬團體は何れの政黨に賛成すべきかを自由に決定し得るのであつた。

一八七九年セントルイスの大會に於ては、労働組合の問題に關して若干の注意が拂はれ、所謂客員の定義を明にし、又全國的同業組合が「ナイッ・オブ・レーバー」内に於て地方協議會の形態に於て成立し得ることになつた。當時の全國的同業團體の組織は窓ガラス職工以外に之を有せず、彼等の獨立せる地方協議會組織の運動は諸業協議會の反對を受け、其成立を否定する決議が行はれ、更に地方同業組合の成立にも反對する決議が生じた。而して前段の決議は多くの反對無くして「ナイッ・オブ・レーバー」に承認せられたが、後段は否決せられた。之に對して窓ガラス職工は「ナイッ・オブ・レーバー」の決議に服従する事を拒絶した。此年以後、各同業労働組合は自己の問題に多くの注意を拂ふ事となり、諸業労働組合と激しく競争し、遂に「ナイッ・オブ・レーバー」の衰亡する重要なる一要素となつた。

景氣の復活と共に、理論上の相違は實地の檢證を經る事となつた。一八七九年二萬人を擁したる「ナイッ・オブ・レーバー」は毎年急激に膨脹し、一八八三年には五

萬二千の多數を得た。斯の如き大衆を獲得したる『ナイツ・オブ・レーバー』は一八八〇年代の中葉に於ける大動亂の基礎となつた。然かも是等の多數は工業中心地より得たのであつて、田園社會より得たるは僅々十分の一の割合にも達せざる一少部分であつた。又『ナイツ・オブ・レーバー』は新に組合を組織せるものに非ずして各地の既に成立せる組合を連絡援助したのである。次に外部の競争を感ずること少き製靴工、馭者、新聞印刷工の如きは地方同業協議會を便利とし、大都會に於ては地方協議會を便利とした。又種族別、若しくは言語別の同業協議會は『ナイツ・オブ・レーバー』の好む所であつた。

それと同様に『ナイツ・オブ・レーバー』は從來の全國同業組合の改造を援助した。『ナイツ・オブ・セント・クリスピン』の如きは其著例であつて、此『セント・クリスピン』には手縫及び機械縫靴職工が、其利害關係が異なるにも拘らず同一地方組合に屬したのであるが、今やそれぞれの組合を有し、地方協議會に於て協力する事となつた。同様の例は電信工にも之を見るのであつて、西部に於ける彼等の組合は『ナイツ・オブ・レーバー』に参加したる事により、何等外部の援助を受けずして廣き範圍に

其組織を普及せしむる事が出來た。此外多數の組合が『ナイツ・オブ・レーバー』の援助を受けた。

『ナイツ・オブ・レーバー』に参加することの利益は、現に行はるる組織方法を觀察する事によりて知る事が出來る。一個の同業組合が全國より加入者を集むる爲めに組織者を任命する事は不可能であるが、『ナイツ・オブ・レーバー』は全國的團體又は地方的團體を通じて之をなす事が出來る。一般に組織者は地方協議會の役員であり、労働爭議の際に援助を與へる事が出來る。従つて一つの組合が組織者の爲めに負擔する費用は、文筆並に通信費に過ぎぬ場合がある。單一の全國的同業組合の遭遇せる他の困難は、各地に小數散在せる労働者を組織する事であつた。これは『ナイツ・オブ・レーバー』に加盟する事に依りて容易に除去せられる。蓋し相當の數に上るまで混合組合に加入せしめて置く事が出來るからである。

『ナイツ・オブ・レーバー』は其構成が極めて異種混淆であつたが、其執行機關は圓滑であつた。ユリリアー・ステイト・ブンスが老齡の故を以て辭職するまで、何等役員にも移動が無かつた。而して其後任には一八七〇年代の初めに活動せる『機械

工鍛工組合』のテレンス・ブライ・パウダーリー (Terence V. Powderly) が挙げられた。彼は一八七八年労働者より上げられてペンシルベニア州スクラントンの市長に選挙せられた。而して彼は階級意識を有せざる點に於て、労働組合の活動を協同組合を組織する準備として推奨せるウィリアム・エッチシルビス (William H. Syvis) と相似て居る。

『ナイツ・オブ・レーバー』の主なる活動はストライキを實行するにあつたが、當時のストライキは雇傭條件を改善する爲めに各の職業が個別的にストライキをなしたのであつて、總ストライキではなかつた。而して最も重要なものは一八八三年の電信工のストライキであつた。彼等は嘗て一八七〇年全國的組合を有したが間もなく崩壊し、一八八二年再び組合を組織し、第四十五地方本部として『ナイツ・オブ・レーバー』に加盟した。而して彼等のストライキは晝間八時間夜間七時間交替、七日に一日の休日、賃銀十五パーセントの増額を要求して一八八三年六月十九日決行せられ、一般公衆竝に新聞の同情を得て居たが、遂に成功せず七月末從來の條件を以て復職した。

其他一八八二年には不熟練工及び半熟練工の突發的ストライキが多數發生したが、其大部分は失敗に終り、少數のみ成功したるに過ぎなかつた。一般に『ナイツ・オブ・レーバー』のストライキの成功せざる所以は二つあつた。乃ち組合を有せざる不熟練労働者の間に活動せる事と其組織が單一組合のストライキに便利ならざる事とであつた。而してストライキの失敗せる結果は、指導者竝に普通職工をブラックリストを以て迫害した。前述の全國的電信工組合たる第四十五地方本部はストライキに失敗して、『ナイツ・オブ・レーバー』を脱退し、炭坑夫の組合たる第三十三地方本部は壊滅した。

勿論『ナイツ・オブ・レーバー』の極端なるストライキ政策に就ては内部の反對があつた。而してそれは主として綠裏紙幣主義、社會主義、無政府主義、土地改革及び協同組合運動に従事せる賃銀労働者に非ざる組合員より發したるものである。是等の改革的要素は殆んど總て労働組合主義に反對の思想竝に行動を『ナイツ・オブ・レーバー』に取らしむる爲めに協力し其運動は一部分成功した。一八八一年以來州内協議會を以て地方協議會に代らしむる決議案と、各種の労働團體をして投

票に關し共同動作をなさしめんとする決議案とが總會に提出せられたが、何れも否決し去られた。

一般役員の状態は理論上『第一原則』に反する事を恐れ、一般執行委員會は共同組合運動に關する強制的條項を會則に挿入したが、然かも實際問題としてはストライキ政策を採らざるを得ず、且之が爲めに會員が膨脹せる事實を認めざるを得なかつた。政治運動に就てはパウダーリーは既成政黨中労働者の利益の爲めに活動するものを可とした。西部地方に於ては之が爲めに不満を感じ、自ら獨立の候補者を擧げて選挙戦に臨んだものもあつた。次に協同組合は一八八三年不況の襲來と共に著しく増加し、政治上の活動も其勢を増加した。斯の如くして『第一原則』に對する復歸を求める聲は收められたが、同様の聲は他の方面からも上げられた。總ゆる階級の労働者を一團體に包括するが故に、『ナイッ・オブ・レーバー』の膨脹は全國的同業労働組合を狼狽せしめたのである。(Commons, pp. 332-352; Beard, pp. 117-119; Bimba, pp. 173-175)

#### 四、ストライキとボイコットの流行

一八八〇年代の労働團體の組織は物價騰貴時代の典型をなし、殆んど熟練労働者のみに限られ、運動は本質的に日和見的であり、何等階級の感情及び革命的傾向を有しなかつた。労働階級の連帯を労働組合は否定しなかつたが、之を實行に移す事はなかつた。『ナイッ・オブ・レーバー』に於てもこれは眞實であつた。然るに一八八四年より一八八五年に至る不況時代に於て、事情は急激に變化した。不熟練労働者及び半熟練労働者は熟練労働者よりも多く賃銀を低減せられ、失業せしめられたるが故に、組合運動に引き入れられ、不熟練労働者の團體は眞實の階級運動の性質を有した。労働階級連帯の思想は文字の遊戯たるを止め、生命を有し、ストライキ及び同情ストライキ、全國的ボイコット及び政治運動が當面の問題となつた。吾等は既に一八六〇年主要なる鐵道が合同して幹線をなし、大陸横斷の交通を開始せる結果、全國的市場が創造せられたが、一八七三年の財界不況によりて急速なる鐵道敷設は止んだが、然かも其後の鐵道マイル數は四萬一千マイルに達し、ニュー・イングランド地方、中部地方、中西部地方の比較的小都會を連絡することとなつた。斯の如くして一八七〇年代の鐵道敷設は、工業中心地の機械生産物と直



接の競争を小都會の職工に齎し、又西部諸州に市場を開拓せしめたのである。

一八八〇年代の工業の擴張は驚嘆すべきものであり、機械生産が有力となり、工場工業制度が一般に行はれる事となつた。而して工場工業制度は交渉権力の大ならざる不熟練労働者及び半熟練労働者の數を増加し、田舎より都會に對する人口の移動を生じた。賃銀を低減せしめたる原因は其外にも存在した。市場の擴張が卸賣業者の必要を生むに至つたことである。彼等は地方巡回員を以て事業上の連絡を保ち、商品の廣告をなしたるのみならず、銀行信用を以て市場の統制を初めたのである。然るに製造業者にして特許を有する外肉體上の資本のみにて何等市場を獲得し得ざる者は、信用を得る事が困難であつた。加之機械の急速なる採用は彼の利用し得る一切の資本を固定せしめ、商人は賣買上彼よりも有利なる地位にあるが故に、出来るだけ急速に其生産物を交換せざるを得なかつた。

斯の如き事情を打開する爲めに製造業者は同業合同の手段を講じた。一八八〇年代は工業共同計算の時代であつた。多數の共同計算は尠からざる利潤を擧げたが絶えず解散し、激烈なる競争の後再び之を繰返して組織した。之が爲めに

労働者は如何なる影響を受けたか。聯合と競争とを交互に行ひ、價格が變動する場合に集合協約が成立する餘地なき事は勿論である。此外事情を悪化せしめた原因としては、多數の移民と公有地の利用し盡されたる事とがある。移民の總數は五千二百萬に達し、一八七〇年代に比し二百五十萬、一八九〇年に比し百五十萬の多數であつた。是等多數の移民の爲めに公有地は遂に存在せざるに至り、アメリカ労働者は完全に賃銀制度の内に永久に囚れる事となつた。

一八八三年より一八八五年に至る不況時代に於ては事情が一層悪化した。聯邦労働局長官の報告によれば、事業の利潤は絶えず低下し、賃銀は非常に減少せられ、一八八五年には製造工業及び鑛山業に於ける失業者は七五パーセント、總數十七萬に垂んとした。然かも賃銀の減少は之を失業者の數に比較すれば極めて大なるものがあり、鑛山業に於ては四十パーセント、各種産業を通じて十五パーセントに達したと言はれる。而して労働組合の存在せざるか又は其微力なる所に於て賃銀の減少が最も大であり、労働組合の強大にして共同に抵抗を試みたる所に於ては、其傾向が阻止せられた。一八八五年の終に近づき漸次恢復の徴候を

示し、一八八七年中頃平常の状態に復したと言はれる。何れにしても不況の影響を受けたるものは工業家及び其労働者のみならず、自作農、小作農及び農業労働者を擧げる事が出来る。彼等の多數は莫大なる鐵道運賃、貸借利子及び物價低落に苦しめられた。従つて「ナイッ・オブ・レーバー」が産業大衆を團結せしめ、獨占に反對せんとするや、彼等は直ちに之に應呼した。換言すれば「ナイッ・オブ・レーバー」の活動は社會の總ての民主的要素を覺醒せしめたものである。然かも團體によりて手段が異なり、職工は協同生産組合により農民及び小企業家及び商人は立法により又半熟練労働者は職工と共にストライキ及びボイコットに依頼した。

一八八四年はストライキが斷然失敗を重ねたる時であつた。而して其多くは賃銀減少に反對し、又團結權を要求して企てられたものであるが、就中、次の四つのストライキは最も著名であつた。乃ち「フォール・リバー」に於ける五千の紡績工のストライキは、十四州間に亘り五十名の労働者がブラックリストに載せられた。次に「トロイ」のストロップ鑄物工のストライキは四百名の職工が參加し、五月より九月に亘つたが、全國の労働團體が之を支持したにも拘らず遂に成功しなかつた。

而して此當時最も多額の費用を投じたるストライキは一八八四年三月より翌年四月に至るまでのシンシナタイに於ける葉卷製造工のストライキであつたが之も亦成功する事が出来なかつた。最後に最も多くの視聽を集めたるものはホッキンズ峡谷の炭坑夫のストライキであつた。同地方の産出する石炭はピッツバグの石炭の爲めに西部の市場を攪亂せられ、會社は賃銀を減少したので、之に對抗し四千名の坑夫が一八八四年七月ストライキをなした。而して六ヶ月間に十萬ドルを超ゆるストライキ給付を支拂ひたる後慘憺たる失敗を重ねた。

ストライキの失敗は他の武器即ちボイコットを流行せしめた。併し乍ら一八八四年の終頃に至るまで、此武器は多く用ひられず、殊に顯著なる總ボイコットは南ノットワークに於ける帽子製造工の企てたるものであつた。併し其最も流行するに至りたるは一八八五年であり、此年には前年に比し七倍の數に近きボイコットのがあつた。而して其殆んど總ては「ナイッ・オブ・レーバー」の關係せるものであり、労働組合が關係せるは印刷工組合及び葉卷製造工組合であつた。併し乍ら其後に於ては再びストライキが多數を占むるに至つた。シギノー峡谷に於ける總

ストライキは非組合労働者の突発的ストライキの典型であつた。ミシガン州に於て九月三十日以後十時間労働法を總ての工業設備に適用する事となつて居たが、材木製造工場の移民労働者の多數は其即時の施行を要求してストライキをなした。此ストライキは七八月に及んだが、木材の價格騰貴に誘はれて傭主が一切の要求を承認した。

鐵道従業員の間には於ける頻繁なるストライキは一八八五年の労働界の一特徴であつた。一八八四年ユニオン・パシフィック鐵道會社に於て二個のストライキが行はれた。其一としては賃銀一〇パーセントの減額に反對して五月四日デンバーの職工がジョセフ・ブーカナン (Joseph R. Buchanan) の指導の下に三十六時間以内に總ての工場及び支線がストライキを決行し、三日目に賃銀減額の命令は取消された。而してそれ以來『ナイツ・オブ・レーバー』が此鐵道に於て勢力を占むるに至つた。其後八月賃銀の減額とデンバー工場の職工解雇があり、之と對抗してストライキが企てられたが、之も亦完全に成功を告げた。一八八五年三月のミズリ太平洋鐵道ストライキも著名である。ウォールバッシュ鐵道及びミズリ

カンサス、テキサス鐵道に於て賃銀減額があり、之に對抗して兩鐵道にストライキが行はれ、更に第三のゴールド鐵道従業員が之に参加し、斯くして罷業者は兩鐵道の交叉地に集り、乗務員の参加に依りて急速に勝利を占める事が出来た。賃銀は復舊し罷業者は再び雇傭せられるに至つた。

當時は一般に先づストライキをなし次で『ナイツ・オブ・レーバー』に加入するの順序を執つた。従つて間もなく労働組合の存續を擁護する爲めに、第二のストライキをなす事が殆んど避くべからざる事であつた。現にウォールバッシュ鐵道の第二次ストライキは八月一日行はれた。鐵道は『ナイツ・オブ・レーバー』の組合員をロックアウトする事を目論見たが、之に對し後者の一般執行委員會は命令を發して二萬マイルの鐵道を休止せしめやうとしたのである。併し乍らジェイ・ゴールド (Jay Gould) は總ストライキを爲さしむることを欲せず、彼とナイツ・オブ・レーバーとの間の約束によりて後者の執行委員會と鐵道會社の幹部とが商議した。『ナイツ・オブ・レーバー』はロックアウト以來雇傭せる労働者を一切解雇し、總て以前の解雇者を復職せしめ、組合員なるが故に差別待遇を爲さざることを保證せし

めんとしたが、大體其要求が承認せられて事件が解決した。

此第二回のウォーバッシュ・鐵道ストライキは機關手、火夫、制動手、車掌等の鐵道従業員の諸組合が、ストライキ職工を援助しなかつたのが異色のある處であるが、其一般労働運動に對する影響も見逃すことが出来ない。此時初めて労働團體が最も有力なる資本家と對等の地位に立つたのである。ゴールドは労働團體の十分なる權力を承認し、壓迫せられたる労働大衆は政府よりも有力なる個人の權力を抑制する闘士を見出したのである。新聞紙も又「ナイッ・オブ・レーバー」の勢力を誇張して報告した。一八八三年會長ブウダーリーは新聞紙の報告が誇張なる事を訴へた。彼等の推算によれば會員は五十萬乃至五百萬に達し、ブウダーリーはアルカンサス州の下院に於て當時の經濟及び労働問題に關する講演をなす特權を與へられた。一般公衆の「ナイッ・オブ・レーバー」に對する關心も頗る鋭く、ニューヨークの統計兼労働局の調査に於てもストライキの問題に關する報告を公衆が希望せる事を述べ、又一八八五年秋ニューヨークの新聞「サン」が「ナイッ・オブ・レーバー」の勢力と目的とに關する話を掲載したが、之は全國の諸新聞雜誌に轉載せ

られ「ナイッ・オブ・レーバー」の偉大なる事を知らしめた。斯の如くして其聲價は僻遠の地にも到達し、フロリダ、アラバマ、北カロライナの諸州より支部組織の方法を問合はせる通信が書記長に送られた。

「ナイッ・オブ・レーバー」は彼等の權力の偉大であるといふ説が非常なる注意を惹き起したる所、乃ち議會に於て其情勢を利用した。即ち契約移民禁止の議論を誘導した。契約移民の問題は一八八四年ストライキを破壊する爲めに契約移民が利用せられたる時より注意を喚起し、其後オハイオ州の炭坑地方のストライキにも三千名のハンガリア及びイタリアの移民が輸入せられたと言ひ、ペンシルベニア州には同様二千のハンガリア移民があり、東部南部及び中部諸州に於ける鐵道建設にも多數の移民が利用せられたといふ報告書が上院の教育及び労働委員會に提出せられた。又委員會に對しては二十名の證人が喚問せられ、何れも法案に有利なる證言をなした。是等の委員會にはブウダーリー、ダーナー及びマリイの如き「ナイッ・オブ・レーバー」の有力者が出席し、其努力によつて一八八五年二月二日契約労働者禁止法が議會を通過した。之に對して同業労働組合は何

等積極的援助を與へなかつた。蓋し契約移民は不熟練労働者多くして彼等にとりて重要なものでなかつたからである。尙ほ一八八三年より八五年に至る間に多くの州に於て討議せられたる問題は囚人労働であつた。不況時代に此種の労働の競争は特に痛切に感ぜられたからである。一八八五年の鐵道ストライキは「ナイッツ・オブ・レーバー」を最も有力なる資本家の團體と對等の地位に置きたる事と、新聞雜誌の報導とワシントンの議會に於ける成功とが、一八八六年の大動搖を惹起したる原因であつた。之は單に運動の歩調を早めたるのみならず、從來労働運動に於て何等の地位を有せざる不熟練労働者の一階級が現はれたのである。一八八六年及び八七年に於ては組合の擴張、ストライキ特に同情ストライキの流行、ボイコットの利用等が起り、遂に社會上の重大問題となつたのである。何れの労働争議に於ても勞資間の反目は明に認められ第二次ウォーパッシュ鐵道ストライキに於て労働と資本とは決死的衝突にありと主張せられ又自己の勢力が傭主より大なりと信ぜられたる場合には調停を拒絶せる事が屢々であり、

パウダストリをして斯の如きは「ナイッツ・オブ・レーバー」の主義宣言第二十二條に反するものなりと嘆ぜしめた。又財務書記はストライキの七十五パーセントは調停せんとする計畫に先ちて企てられたことを述べて居る。多くの指導者は斯の如き傾向によりて生ずる危険を認め注意を喚起したが多數の好戰的組合員を抑制する事が出来なかつた。(Commons, pp. 356-375; Perlman, pp. 82-91; Ware, pp. 17-154; Binba, 176-183)

五、八時間労働の要求と労働組合  
一八八三年の不況は多く就職の機會を減少しなかつたから、傭主に對する反抗は全然光明を認めなかつたのではない。現に多數の労働團體は加入者數を増加し、若干の全國的同業組合が組合員を喪失したけれども、之に反して新に數箇の組合が新設せられた。諸業労働組合に就ても大體之と同様の傾向が行はれる。併し乍ら「合衆國カナダ諸業労働組合聯合」は現狀を維持するに止り或は衰微の傾向さへも示した。而して單に立法上の目的のみの團體としては存續し得ざる事が明となり、全國的八時間労働運動の指導者として新生面を開拓せんとするに至つ

た。此『聯合』は一八八四年十月七日シカゴに大會を開催し、三十五名の代表者が出席し、八時間労働問題に就てはガブリエル・エドモントン (Gabriel Edmonston) によりて提議せられ、一八八六年五月一日以後八時間労働を法定労働時間となすべき決議が二十三票對二票を以て大會を通過し、尙ほ『ナイツ・オブ・レーバー』をも八時間労働制度を樹立する一般的運動に協力せしむる事を圖つた。而して當時『聯合』に参加せる組合の全加入者は五萬に達せず、従つて要求を貫徹する爲めに總ストライキをなす計畫の如きは寧ろ重荷であつた。何れにしても此運動の爲めにストライキ給付を多額に必要とせるが故に、會則を變更して其充實を圖るべき提案が行はれた。

併し乍ら『聯合』に参加せる同業労働組合は八時間労働の宣言を冷淡に迎へ前記の提案を取へて採擇せんとする者は無かつた。其の結果一八八五年の大會はストライキ基金に關する提案を採擇せず、之が爲めに『聯合』はストライキを援助する資金を増加する事が出来なかつた。然かも大工及び指物工組合は會則の修正を提案し多數を以て採擇せられたから、再び一八八六年五月一日より八時間労働を行ふべき宣言をなしたが、加入組合は財政的援助を強要せられざる事を要求した。斯の如く八時間労働運動に對して労働組合は冷淡であつたが、之より利益を受けたる事は、一八八五年及び八六年に至る間の組合員増加の統計が之を示して居る。

八時間労働運動の成功と失敗とは主として『ナイツ・オブ・レーバー』の支持によるのである。一八八五年の一般協議會に於て八時間労働制度を樹立する運動に關し聯合に對して『ナイツ・オブ・レーバー』を支持せしめんとしたが、一八八六年三月會長パウダーリーは秘密回狀を以て組合が右の運動に性急に參加せざるべき事を勸告した。蓋しパウダーリーは知識を要する活動には民衆を教育する事が最初に必要であるとの口實を述べた。『聯合』は財政上の基礎が薄弱であり、労働者の間に廣告宣傳する事を誤つたから、彼の言ふ所に一理無くはないけれども、『ナイツ・オブ・レーバー』の役員が嫉妬の感情を有せる事も此運動に彼等が好意を寄せなかつた理由である。一八八五年より一八八六年に亘る聯合に屬する若干の同業労働組合と『ナイツ・オブ・レーバー』の間に感情の切迫せるものがあり、パウダー

リは八時間労働が社會上の疾患に對する萬能藥ならずと觀察した。その意見は一八八九年出版せられたる『労働三十年』(Thirty Years of Labor)の中に次の如く述べられて居る。

「人に便益を與へずして壓迫を加ふる機械の力を減殺することなく労働時間の短縮を語るは徒勞である。労働時間の短縮によつて得る處は、鐵時代の繼續する限り、他の方法に於て喪失せられるであらう。……八時間労働の推奨者は労働時間が一日八時間に短縮せられたる曉に於て、有利なる地歩を確保するに先ちて、土地所有權の人道的制度の樹立、機械、鐵道、電信の統制、公平なる貨幣制度の樹立を行はねばならぬ。」

併し乍ら以上の所論が『ナイツ・オブ・レーバー』の指導者を動かすことは出来なかつたとしても、大衆は之に容易に應呼した。不熟練にして組合を組織せざる大衆は、『ナイツ・オブ・レーバー』を壓迫から労働階級を解放する萬能の解放者であると思ふ。此要求を資本家に對し第一戦を交ふべき問題であるとして堅く保持した。新加入者并に有爲の加入者はパウダーリーの消極的態度に留意せざるを得

ず、それと同時に八時間労働の要求に對する新聞雑誌の非難は、益々其主張を堅くせしむるのみであつた。此外『ナイツ・オブ・レーバー』の有給組織者も此思想を流布せしむる効果があつた。『聯合』は此運動を援助する爲めに一人の有給組織者を使用することが出来なかつたが、『ナイツ・オブ・レーバー』は新に支部を組織するに八時間労働問題を論議するのが自己に好都合であることを見出した。

『ナイツ・オブ・レーバー』の目的は相互に密接連絡せる組織を設けるにあり、これを達成する一方法として一般協議會(General Assembly)に組織者に對する完全なる統制權を附與しやうとしたが、それは遂に實現せられなかつた。事實一八八五年會長の直接任命せる四名の組織者があり、其外に地方協議會が任命し、會長が之を認許せる地方組織者が多數あつた。而して彼等に對する會則に規定せる報酬は一日三ドルの日當と一マイル四セント以下の旅費であり、彼等の任命は各總會毎に自然消滅する規定であり、従つて地方組織者は其推薦權を有する地方協議會の好意を得なければ任務に就けないのである。加之、一般協議會に對する地方協議會の代表權は加入者に比例するのであるから、會長の意思を迎へるよりも地方

協議會の意思に服従して行動する傾向が多である。

然かも「ナイツ・オブ・レーバー」の關する限りに於て、八時間労働問題はそれ自身原動力にあらずして新に増加せる加入者を獲得せんとせる一個のスコーガンであつた。而してその機會は一八八四年より一八八五年に至る産業不況によりて與へられ、一八八五年及び八六年には未曾有に急激なる労働組合の加入者の増加が起つた。僅々六ヶ月間に六十萬の一の團體に参加し、「ナイツ・オブ・レーバー」は一八八五年七月九百八十九の協議會十萬四千の加入者より、一八八六年七月五千八百九十二の協議會七萬三千の加入者を見るに至つたのであつた。

一八八五年三月第一回の「ワシントン」鐵道のストライキの解決に於ては、「ナイツ・オブ・レーバー」に對して差別待遇をなさざる保證を従業員は得てゐたのであるが、テキサス州「マーン」に於て「ナイツ・オブ・レーバー」の加入者である職工監督が減首せられ、一八八六年三月一日テキサス太平洋鐵道全線に亘つてストライキが行はれた。而して第一〇一地方本部はこれより先き大會を開き、第一「ナイツ・オブ・レーバー」を承認せしむる場合、第二不熟練労働者に對して日給一ドル半を求むる場

合に加入組合の役員にストライキを宣言する權能を附與したが、今や加入者に對する差別待遇の問題を取上げるに至つたのである。而して今次のストライキの他の特色は「ミズリ」太平洋鐵道其他一切の借入たる線及び使用線に亘る全線の同情ストライキを誘導せる方法であつた。罷業者は單にピッケツティングのみに満足せず鐵道財産を現實に占有し、一切の貨物運送を停廢せしめ、ストライキに参加せる總人員は工場員、構内係、其他で九千名に達した。併し機關手、火夫、制動手、車掌は参加しなかつたので、罷業者の強制によつて其地位を去らねばならなかつた。罷業者の感情は指導者たる地方會長「マルティン・アイロンス」(Martin Irons)が之を代表してゐたが、彼及び其一味はストライキが労働契約を改善する手段たるに止らず、資本に對する抗戰の一部面の存することを確めた。それ故に一切の妥協が絶対に排斥せられた。

西南地方に於けるストライキは五月三日終結したが之より前五月一日八時間労働の大ストライキが開始せられた。此問題に關しては三月以來準備的論争が行はれたが、多くは地方團體のなす儘に委せられ、「ナイツ・オブ・レーバー」は餘り優



勢ではなかつた。又パウダーリウの抑壓的活動に關する文書も現はれたが、總數三十四萬を下らざる労働者が此運動に参加し、其内ストライキを企てたる者は實に十九萬に達した。而してストライキを行ひ若しくは行はずして労働時間を短縮し得たるものは、合計二十萬に垂んとしてゐる。既に早くより八時間労働運動は葉巻製造工及び大部分の建築關係業務を除く外單純なる労働時間短縮の要求に變つたのであるが、シカゴ、ミシゴ、ニューヨーク、ボルティモア、其他主要なる工業都市に於てストライキをなす者が尠からずあつた。併し乍らストライキに頼ると否を問はず其成功は一時的のものであつた。労働時間の短縮は之に相應する賃銀の減少となり、個數労働若しくは時間労働に同意せざるを得なかつた。

『ナイッ・オブ・レーバー』及び労働組合は同等の聲價を以てストライキから解放せられなかつた。パウダーリウの布告は『ナイッ・オブ・レーバー』がストライキに参加する事を禁じなかつたけれど、労働階級に好き印象を與へず、之に反し労働組合は人氣を得て居り、新聞及び一般公衆も『ナイッ・オブ・レーバー』が労働組合員の犯罪に關して責任ありと述べて居る。

ストライキを企て其大半が失敗したる爲めにシカゴのヘイマーケット廣場に於ける五月三日の爆彈事件が起つたと言はれる。此事件は巡査を殺害したるのみならず、八時間労働をも倒壊したと言はれて居る。シカゴ革命運動家は労働組合運動主義に重きを置いたが、一八八四年以前に於ては其影響は極めて微弱であつた。一般に好況時代に於ては革命的教義は容易に普及し得ない。而して労働者の示威運動には少數の参加者を得たるに過ぎず、労働組合は黒色インターナショナルの中央委員會に代表者を派遣する招待状を送らなかつた。然るに一八八四年三月葉巻製造工の地方的組合はメリーランド州知事が立法部に勸告せる労働立法に關する綱領を討議するため民衆大會を催したる際、スパイス及びグロブ・トカウは現在の經濟的竝びに政治的制度に反抗せる被掠奪階級の公然の反抗に、よりて人類解放は實現出来るのであると主張した。

此組合は同年七月保守的合同諸業及び労働協議會より分立して進歩的政策を有する『中央労働組合』(Central Labor Union)を組織した。これにはドイツ系の金屬工、大工、指物師の組合が代表者を派遣し、其進歩は遅々たるものであつたが、一八八

五年末より漸次其勢力を加へた。此『中央労働組合』は成立の當初より黒色インターナショナルの中央委員会と提携し示威運動に参加した。而して十月採擇せる主義の宣言中には土地は社會の世襲財産であり、労働は總ての富の生産をなし、現在労働組合の行ふストライキは失敗の運命を擔へる事を述べて居る。而して彼等は政治運動との關係を斷ち其の全精力を労働組合運動に投ずべき事を述べて居る。此事は『中央労働組合』と合同諸業労働組合との間に行はれたる公開討論に窺はれる。

多數の獨立せる労働組合は更に進歩せるものがあつた。ニューヨークの大工及び指物師の組合は無政府主義的であり極端に中央集權的ならざる組合であつた。之と同様の組合がシカゴの金屬工の間に組織せられた。尤も革命的金屬工の運動本部はシカゴには存せずしてセントルイスにあつた。一八八五年の夏及び秋に於けるシカゴ『中央労働組合』の重なる活動は動亂にあつた。民衆大會及び示威行列が計畫せられ、現に合同諸業労働組合の労働祭の行進隊を破壊する爲めに前週の日曜に大行列が行はれた。此種の革命的行動に参加せる者は一萬人

を算すると言はれるが、恐らく非常に誇張せられた計算であらう。革命的運動が一般世人の注意を惹くに至りたるは一八八五年の感謝祭の以後であつた。英語を使用する労働者はインターナショナルの支部を組織し、別に同業労働組合を組織しなかつたが、一八八四年多數の失業者を集めて感謝祭當日示威運動を行ひ、マーケット廣場に於てパーソンズ、スパイス其他の人々が激勵の演説をなした。此當時シカゴには黒色インターナショナルの團體が十三を數へたが、一八八三年十一月パーソンズの組織せる組合は機關新聞『警世』(Alarm)を發刊するに至り、最も活動的なる團體となつた。尙ほシカゴ以外アレグニー市、カンサス市、シンシナティ、セントルイス、ニュー・ヨーク、フィラデルフィア其他の諸都市に於ても以上の如き英語を使用する種族の團體があつた。而してシカゴには一八八五年二千名のインターナショナル主義者があり、革命運動の中心をなした。

『中央労働組合』は一八八五年十一月八時間労働を要求する運動を開始したが、其態度及び動機は頗る異色に富み革命的労働組合運動を『ナイッ・オブ・レーバー』及び其他の労働組合と明に區別した。而して既に合同諸業労働組合より脱退し

たが八時間労働運動は其爲め特に設立せられたる『シカゴ八時間労働協會』(Eight-Hour Association of Chicago)が着手したのであつた。此協會は合同諸業労働組合、社會労働黨、社會主義者、及び『ナイツ・オブ・レーバー』が妥協して組織したものであつた。併し乍ら『中央労働組合』が最も勢力を揮ひ五月一日に先立つ日曜日に、二萬五千名を擁する八時間示威運動に於ては其關係者パーソンズ、スパイス等が演説を試みた。

八時間労働運動は前途に光明を以て開始せられ、五月一日四萬の労働者がストライキをなし、四日間にして其數は四倍に達した。若し其第四日に次に述ぶる悲劇的事件が発生しなかつたならば相當の成功を收めて居たであらう。五月三日ストライキをなせる伐材工が集會をなせる時マコミック工場に使用せらるるストライキ破壊者に出會ひ衝突し多數の警官が出勤し四名の死者と多數の負傷者を出した。之に激昂せるスパイスは檄文を携へて復讐を計り翌五月四日午前七時半ヘイマーケットに集合する事となした。當日スパイスが先づ演説を試みパーソンズが之に次ぎ、最後にフォルデンが起つた。此時大雷雨が襲來し、多數の

群衆は散會したが、秩序を維持せしむる爲めに臨場せるハリスン市長が歸還し、間もなく百八十名の警官が一行をなして聽衆に迫つた。其處でフォルデンは集會が靜肅にして何等不穩ならざる事を述べたるに警官隊長が何等かの命令を下さん爲めに後向になりたる時爆彈が投ぜられ、約六十名の死傷者を出し、警官は直ちに發砲して之に應じた。其翌日スパイス其外六名のインターナショナル主義者が捕縛せられパーソンズは一端逃れたが後自首して出た。陪審官はスパイス、パーソンズ、其他の人に殺人の罪過ありとなし死刑の宣告を與へたが、此事件は大審院にまで達し、一八八七年秋愈結末を告げた。其結果、パーソンズ、スパイス外二名が十一月十一日絞刑に處せられ、他の二名は終身懲役に處せられ尙ほ被告の一名は自殺した。

此判決を受けたる人々に對しては全國の労働團體が歎願書を提出し、『アメリカ労働聯合』の大會は此意味の決議を採擇し、『ナイツ・オブ・レーバー』にも同様の意嚮があつたが、パウダーリーは世人の誤解を恐れ總會が決議を通過せしむる事を阻止した。而して此シカゴ事件以後黒色インターナショナルは事實上崩壞した。

之を支持したる労働者は脱退し少數の知識階級が止まるに過ぎなかつた。(Commons, pp. 375-394; Ware, pp. 309-319; Beard, 142-144; Perlman, pp. 91-97) (完)

(昭和五年九月二十五日稿)

（以下は本文の複製と思われるが、文字が非常に淡く、正確な転写は困難である。概して、労働法の歴史と本質に関する論議であると思われる。）

# 労働法の本質

奥田忠雄

## 目次

- (一) 序説——方法論再論
- (二) 『労働法』なる用語の發達と其の不確定
- (三) 労働法の歴史的成立條件
- (四) 労働法の概念
- (五) 労働法の要素
  - (A) 資本への從屬労働
    - a 労働
    - b 資本への從屬性
    - c 資本への從屬労働と同位に置かるゝ労働
  - (B) 被備者
    - a 概念
    - b 部類